

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

すでに「第2章 内部質保証」で示したように、本学は「内部質保証に関する全学基本方針」（根拠資料 2-1【ウェブ】）を定め、これを本学 HP に公開している。

この基本方針では、大学執行部が「教育指針に関する検討委員会」と連携し、改善活動にあたる諸組織を主導する役割が明示されており、さらに大学執行部に若干の委員を加えた「自己点検評価委員会」が自己点検評価業務にあたるとしている。また建学の精神・教育の理念をふまえ、一貫性を保持した改革・改善を進めるべく「将来構想委員会」が設けられている。

こうした体制のもと、この「全学基本方針」には、大学運営に関する方針が次のように示されている。

全学的教学マネジメントのもとで、学群・学部・研究科及び事務部門との連携を常に図りながら、教育の企画、運用、点検、改善及び評価活動を実施し、内部質保証の方針を損なう行為を生じさせないように留意する。

このように、本学は、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するための大学運営に関する方針を、本学の内部質保証の基本方針に位置づけつつ適切に学内外に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

【学長の選任方法と権限の明示】

本学の学長選考については、まず学長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」）が決定する最終学長候補者を、各教授会への報告を経て理事会に諮り、理事の3分の2以上の議決を得て、理事長が行うことになっている（「駒沢女子大学学長に関する規程」第7条、根拠資料10-1）。

具体的な手続きは次のとおりである。

まず「推薦委員会」が、常任理事会の選出する理事、各教授会の代表者（原則として学群長、学部長及び科長）によって構成され（「駒沢女子大学学長に関する規程」第9条、第9条2）、委員の互選により委員長を選出する（同第10条）。学長候補資格者の条件は、駒沢女子大学・駒沢女子短期大学の専任教授のうち、大学・短大の専任教員5名の連署により支持を受けた者、又は、理事の4分の3以上が指名する者である（同第6条）。推薦委員会は、学長候補者のうち1名を最終学長候補者として決定し、教授会への報告を経たのち、理事会に諮り、理事の3分の2以上の議決により、理事長が学長を任命する（同第7条・第8条）。平成28（2016）年度に行われた学長選出も、この手続に従って行われた。

なお、学長の任期は3年で（同第3条）、「定年に達していない限り、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない」（同第4条）としている。

また、本学の学長は「駒沢女子大学の全般に関する事項をつかさどり、本学を代表する」（同第2条）とともに、「駒沢女子短期大学の学長を兼任する」（同第2条2）ことになる。

【学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化】

本学の学長は大学の人間総合学群・人文学部・人間健康学部・看護学部の4教授会及び短期大学教授会のすべてに出席し、教学に関する意思決定を各教授会の意見を聴いて行っている。なお人間総合学群と人文学部は同時に開催されている。

人間総合学群・人文学部・人間健康学部・看護学部の各教授会は、基本的に同一の形態をとっており、いずれも各「教授会規程」のとおり運営されている（根拠資料10-2、10-3、10-4、10-5）。まず各教授会の「構成員」は、学長、学部長（人間総合学群は学群長）、学務部長、学生部長、教授、准教授、講師、助教である（第2条）。また定例教授会の開催は毎月1回（8月は除く）であり、教授会の召集は学部長（人間総合学群は学群長）が行い、学部長（人間総合学群は学群長）が議長となり（第4条）、3分の2以上の出席により教授会が成立し（第7条）、出席者の過半数により教授会の意見とする（第8条）。

また「審議事項」については、「教授会規程」第3条に次のように定められている。

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べることができる。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び学部長（人間総合学群は学群

長)その他教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育・研究に関わる事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

大学院の人文科学研究科委員会(以下、研究科委員会という。)は「駒沢女子大学大学院人文科学研究科委員会規程」に基づいて運営されている(根拠資料10-6)。研究科委員会の構成員は、学長、研究科長、教授、准教授、講師である(第2条)。定例研究科委員会は毎月1回開催され(8月は除く)、研究科長が議長となり(第4条)、3分の2以上の出席により成立し(第7条)、出席者の過半数により研究科委員会の意見としている(第7条2)。研究科委員会は、学長が次に掲げる3事項について決定を行うに当り意見を述べるができる。その3事項とは、(1)学生の入学、卒業及び課程の修了、(2)学位の授与、(3)前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項、である(第3条)。

以上のように、本学では教学に関する意思決定は学長の権限となっており、各教授会、研究科委員会は学長が意思決定を行うに当たり意見を述べるができることになっている。

学長の意思決定に基づく教学上の執行については、学長、学群長、学部長、学務部長、学生部長、研究科長、大学短大事務部長をメンバーとする「駒沢女子大学執行部会議」を設置し、各学群・学部・研究科委員会間の意思疎通が図られている(根拠資料2-4)。

なお、教学上の意思決定に至るまでの準備段階において、各種委員会(①教務委員会、②入試委員会、③学生支援委員会、④研究紀要委員会、⑤国際交流委員会、⑥点検・評価・改善委員会、⑦教員人事委員会、⑧図書委員会、⑨就職委員会、⑩諸規程委員会、⑪留学生委員会、⑫教職課程委員会、⑬広報委員会、⑭ボランティア委員会、⑮教育指針に関する検討委員会、⑯教育研究企画委員会、⑰自己点検評価委員会、⑱将来構想委員会)において、それぞれの委員会規程に定められた諸案件の審議・立案がなされている。これらの各種委員会は、すべて各委員会規程(⑥は根拠資料2-9、⑦は根拠資料6-6、⑬は根拠資料2-26、⑭は根拠資料9-9、⑮は根拠資料2-7、⑯は根拠資料2-6、⑰は根拠資料2-8、⑱は根拠資料2-5として既出、その他は根拠資料10-7として一括)に基づいて運営されている。

【役職者の選任方法と権限の明示】

本学の教学部門における役職者は、学長のほかには、学群長、学部長、学務部長、学生部長、研究科長であり、それぞれ選任方法と権限は各規程(「駒沢女子大学学群長及び学部長に関する規程」(根拠資料10-8)・「駒沢女子大学学務部長に関する規程」(根拠資料10-9)・「駒沢女子大学学生部長に関する規程」(根拠資料10-10)・「駒沢女子大学大学院人文科学研究科長に関する規程」(根拠資料10-11))に明示されており、次のとおりである(以下、各規程の条文を摘記して示す)。

①学群長、学部長の選任方法と権限(「駒沢女子大学学群長及び学部長に関する規程」)

選任方法:「駒沢女子大学の専任教授の中から学長が選任する」(第4条)

権限等:「学長を補佐し、学群及び学部事務を掌り、所属職員を掌握する」(第3

条)とともに、教授会を招集し、その議長となる。任期は3年(第3条)であるが、再任は妨げない(第4条の2)。

②学務部長と学生部長の選任方法と権限(「駒沢女子大学学務部長に関する規程」「駒沢女子大学学生部長に関する規程」)

選任方法:学務部長、学生部長は、駒沢女子大学専任教授の中から学長が選任する(両規程とも第4条)

権限等:「学務部長は、教務事務」を、「学生部長は、学生支援事務」を「掌り、所属職員を掌握する」(両規程とも第2条)とともに、それぞれ、教務委員会と学生支援委員会の委員長となる。任期はともに3年である(両規程とも第3条)が、再任は妨げない(両規程とも第4条の2)。

③研究科長の選任方法と権限(「駒沢女子大学大学院人文科学研究科長に関する規程」)

選任方法:研究科長は、駒沢女子大学大学院専任教員の中から学長が選任する(第4条)

権限等:「駒沢女子大学大学院事務を掌り、所属教職員を掌握する」(第2条)とともに、人文科学研究科委員会を招集し、その議長となる。任期は3年である(第3条)が、再任は妨げない(第4条の2)。

このように、本学では、学群長、学部長、学務部長、学生部長、研究科長の各役職者はいずれも学長の選任するところとなっており(それぞれ任期は3年)、各役職者は各教授会もしくは各委員会を掌り、所属職員を掌握することになっている。

【教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化】

大学と法人組織(理事会等)の関係であるが、理事会は理事12名、監事2名によって組織され(根拠資料1-1「学校法人駒澤学園寄附行為」第6条)、その諮問機関として25名の評議員からなる評議員会があり(同第18条)、理事12名のうち、大学教員から選任されている理事は、学長、副学長、常務理事、人間総合学群長、人間健康学部長の計5名、評議員については4名が大学教員である。

教学に関わる決議事項は、学長が常任理事会に諮り協議した上で、理事会において審議され決定される。常任理事会の協議事項については、常任理事会規程第5条に、(1)理事会での審議にかかわる事項、(2)通常業務に関する重要な事項、(3)理事会に提案すべき事項で緊急を要し、かつ予算の範囲内で執行可能な事項となっている。ただし(1)の理事会での審議にかかわる事項については①理事会に対する提案事項、②理事会から委嘱を受けた事項となっている。

本学では、学長、理事長・常務理事、学群長、学部長、学務部長、各教授会から選出された若干名及び事務職員の各委員によって構成された駒沢女子大学諸規程委員会(委員長は学長)が、理事会審議事項となる「学則の改正、教授会その他の組織の運営に関する規程を作成、整備、改廃」しており(根拠資料10-12「駒沢女子大学諸規程委員会規程」第1条)、必要に応じて開催されている。このように諸規程委員会は教学側と法人側とが諸規程の作成段階から意思疎通を図りつつ運営されている。なお、平成28(2016)年度から現在まで学長が理事長を兼任し、学内で常任理事会を原則として毎月開催していることもあり、

教学組織と法人組織との意思疎通は充分にとれている。

以上のように、本学は、学長をはじめ各職を置き、教授会等の組織を適切に設けるとともに、それぞれの権限を明示しながら、適切な大学運営を行っている判断できる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

各年度の予算編成は、法人全体で幼稚園、中学・高校、短期大学、大学、大学院と各課程別の事業計画とともに経理部で取りまとめたものを法人事務局にて協議したうえ、必要に応じて学長・学群長・学部長・学類長・学科主任との調整を行った後、常任理事会での審議を経て理事会に付議され決定する(根拠資料1-1「学校法人駒澤学園寄附行為」第5章)。

具体的には、次のとおりである。

- ①人件費、施設設備関連経費：前年実績・事業計画等勘案しながら総務部門・財務部門が個別に検討したうえ、経理部がとりまとめる。
- ②教学部門経費：各学類・学科別の申請に基づき学長が認めたものについて、前年実績等を勘案しながら財務部門と学類・学科責任者が個別に協議を行った後、経理部がとりまとめる。
- ③事務部門経費：法人本部で決めた大枠案に基づき各部署にて項目別に作成したものを財務部門と個別に協議を行い、その後経理部がとりまとめる。

以上各部門の計数を取りまとめて経理部にて予算原案を作成している。

予算執行は、まず経費予算で承認されたものを、経理部において予算番号を付与した後各部署へ通知する。予算計上済の案件においても、1つの案件で100万円以上のものについては、再度稟議決裁を要することとし、経費支出の妥当性、緊急性等の再チェックを行う体制としている。個別の支払いに際しても所属長の確認印押印後、経理課長、経理部長の確認を経て行うことで、検証のステップを設けている。

さらに、施設設備関連経費については予算計上済の案件についても、期央に経費支出の動向を把握しながら優先順位をつけて執行することとし、法人事務局内で関係部署と案件内容の妥当性・執行時期について協議しながら対応している。

監査には私立学校振興助成法第14条に定める公認会計士事務所による「会計監査」と、私立学校法第35条に定める監事による「監事監査」とがある。本学園では特殊月を除き原則毎月1回、決算月監査を含めて年10回程度「会計監査」を実施し、会計処理の適法性・適正性及び計算書類の正確性等についてのチェックを行っている。

「監事監査」は、監事と理事長との面談のほか、経理部長、経理課長他財務関係者に聞き取り調査を行い「会計監査」との整合性を確認するとともに、財産の状況や予算・決算の手続き等が適正に行われているかの監査を行っている。監事のうち1名は元大手監査法人の副理事長を務めた公認会計士で財務関連の専門家である。監事と会計監査担当者との意

見交換は、会計監査の検証や収支状況の確認等について年1回決算時に行われている。

このように、本学においては予算の編成と予算の執行は適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

学校法人駒澤学園は、理事会の下に、法人事務局、駒沢女子大学、駒沢女子大学大学院、駒沢女子短期大学、駒沢学園女子高等学校、駒沢学園女子中学校及び駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園の各組織を設置している。

法人事務局には総務部、経理部、IR・広報部が置かれ、大学に関わる組織としては、大学短大事務部、大学短大図書館、進路総合センター、入試センター、学修支援センター、駒沢学園心理相談センター、健康栄養相談室等が置かれている。このうち大学短大事務部は教務課と学生支援課、教育研究支援課に分かれており、大学の教学部門に直接関わる重要な位置を占めている（根拠資料10-13、10-14）。

職員の採用については「学校法人駒澤学園事務職員の選考並びに任免に関する規程」（根拠資料10-15）に選考方法、選考基準、選考の諸手続き等が明示され、この規程に基づいて選考されている。

本学の法人部門の職員は毎年前年度の業務について評価を実施しており、その結果を例年賞与に反映している。また昇格については規程には明示されていないが、理事長・常務理事・事務局長・総務部長・大学事務部長が毎年実施している業務評価や各部門の責任者等の意見をふまえ、昇格について決定している。

本学では業務内容の多様化、専門化に対応するため、各部門の職員を担当領域に関する外部研修会へ参加させている（根拠資料10-16）。

法人事務局に組織されている機関及び大学運営機関との連携協力関係の確立については、大学短大事務部長、次長及び関係課長が、それぞれ教務委員会、学生支援委員会、点検・評価・改善委員会、就職委員会等に出席し、事務部の立場から意見を述べることができ、教育課程や学生支援に関する情報提供も行っている。さらに必要に応じて事務部長、次長、課長のほかに業務担当の職員も会議に出席し意見を述べることもある。

また、学修支援センター、進路総合センター、入試センターの各センター長、IR・広報部の部長も大学の専任教員が配置され、それぞれの担当課長、業務担当職員と教職協同の体制をとっている。

このように本学では大学運営に必要な事務組織を設け、教員と職員の意味疎通がはから

れ適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

駒沢学園では事務職員の意欲・資質向上を図るために、SD研修を実施しており、①外部研修派遣、②職員SD研修、③部署別実務研修、④新入職員研修を行っている（根拠資料10-17）。

このうち①の外部研修派遣は、補助金取り扱い研修会（総務部、経理部、大学短大事務部、進路総合センター職員）、就学支援金取扱い説明会（経理部）、経理担当者研修会（経理部）、教務担当者研修会（教務課）、広報関連セミナー（IR・広報部）、IR関連セミナー（IR・広報部）にそれぞれの部署の職員が参加し、研修を行っている。

また、②の職員SD研修は外部講師を迎えて研修するものである。なお、毎年1度、教員のFD研修（外部講師による研修）に職員も参加して大学の諸問題について見識を深める機会があり、これをFD・SD合同研修として実施している（平成30（2018）年度はSNSの危機管理に関する研修会を実施）。

③の部署別実務研修は部署業務についての基礎知識を高めることを目的とする研修で、各部署役職者が講師として実務研修を行っている。

④の新人職員研修は、新入職員を日短協主催の短大就職者研修会に参加させ、大学職員のあり方等、職員としての基本を修得する機会を与え、また建学の精神の体現として曹洞宗宗務庁主催の新人教職員研修会に参加させている。

以上のように、本学では大学運営に必要なSD及び研修を実施し、事務職員の意欲及び資質向上を目的とした方策を講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点：監査プロセスの適切性

決算については「学校法人駒澤学園寄附行為」第32条（根拠資料1-1）に定めるところであり、さらに駒沢学園では「学校法人駒澤学園内部監査に関する規程」（根拠資料2-3）を定め、「学校法人駒澤学園内部監査室」を置いている。また大学においても既述の「内部質保証に関する全学基本方針」（根拠資料2-1【ウェブ】）の第5の項目に内部監査室の役割を明示している。

5. 明確な根拠に基づいた教育活動の分析を恒常的に行う。分析結果は公表し、在学

生に還元させていく。また、「教育指針に関する検討委員会」は、点検・評価活動の公平性を保つため、外部評価を積極的に取り入れる。さらに、「学校法人駒澤学園内部監査室」によってガバナンス及びコンプライアンスの維持・向上につとめる。

このように本学では内部監査の仕組みが構築され、平成29(2017)年6月に、2名を非常勤の内部監査担当者に委嘱した。このうち1名は本学の教学面に精通する担当者であり、教学面及び事務管理面の監査業務を担当している。もう1名は科学研究費助成の使用状況を中心とする経費管理を監査している。特に前者は本学の各教育研究組織、法人事務の各部門の状況を把握すべく各部門の担当者へのヒアリングを重ねており、その監査結果は、その都度文書で理事長が報告を受けている。また、内部監査の結果を確認するために、学園役員、監事、内部監査担当者の情報交換の会議(三様会議)を行い(第1回目は平成30(2018)年5月8日に実施)、学校法人の業務改革に役立てている。

また、本学では「内部質保証に関する全学基本方針」において、自己点検評価業務については大学執行部に若干の委員を加えた「自己点検評価委員会」を組織することを定め、本点検評価報告書に結実する大学運営の点検・評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みに取り組んでいる。

以上から、本学は大学運営が適切になされているか、定期的に点検・評価を行い、その結果を活かして改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

なし

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学では大学運営において、学長の意思決定における教授会の役割が、各教授会規程に明示されており(すなわち学長に意見を述べることのできる役割)、学長と教授会との関係が明確にされている。また学長は学群長・学部長・学務部長・学生部長・大学院研究科長・大学事務部長が協議する執行部会議を毎月開催し(8月を除く)、各学部教授会で検討すべき事項及び学部を越えた事項について協議しており、円滑な大学運営が図られている。さらに本学では現在、学長が理事長を兼任しており、喫緊にして重大な課題に対して教学部門と法人部門の迅速な意思疎通と対応が可能な体制となっている。

この他、学修支援センター、進路総合センター、入試センターの各センター長、IR・広報部の部長は、それぞれ大学の専任教員が兼務し、それぞれの担当課長、業務担当職員と緊密に連携しており、教員組織と事務組織がそれぞれの部署を円滑に運営している。したがって本学はその教育理念、教育目標を実現するための運営体制が適切に確立されている。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点：大学の将来を見据えた中長期の計画等に対応した財政計画の策定

平成 25 (2013) 年 3 月に「駒沢学園第 1 次中長期計画」を策定してから 5 年余りが経過した。第 1 次中期計画の期間中、社会環境の変化が予想以上に速く、大学改革が差し迫った課題として突きつけられた事を受けて、平成 27 (2015) 年 2 月学長の直下に、大学改革を検討する「将来構想会議」を設け、審議を重ねることになった (p 19 既述)。

その結果、第 2 次中期計画の立案を待たずして、人間総合学群、看護学部の設置が決定され、開設年度の平成 30 (2018) 年度は人間総合学群、看護学部ともに入学者数が定員を上回り、改革の初年度として順調なスタートとなった。

今後の 18 歳人口の減少を勘案すると大学経営を取巻く環境が一層厳しくなるのは明白であり、毎年学群・学部が揃って定員を確保していくことが経営安定の最重要課題となる。

中期の財政計画については、新学群、新学部の完成年度の翌年にあたる平成 35 (2023) 年度を目途に策定することとし、計数計画は平成 30 (2018) 年度予算、平成 31 (2019) 年度収支見込みの範囲で下表のとおりである。

・収支実績・予算等

(単位：百万円)

年 度	平成 29 年度実績	平成 30 年度予算	平成 31 年度見込
経常収入	3,590	3,760	3,844
経常支出	4,510	4,576	4,730
経常収支差額	△920	△816	△886
当年度収支差額	△1,036	△846	△986
減価償却費	973	994	988
減価償却控除後収支差額	△63	182	2

本学園の近年の収入規模 (約 38 億円) から考えて、毎年度約 10 億円の減価償却費を計上しながら最終の収支差額を黒字化することは容易ではない。もっとも、2039 年には建物関係の減価償却の大部分が終了する。収入面においては、平成 30 (2018) 年度と同様に大学各学群・学部で入学定員を確保し学納金収入を安定させること、さらにきめ細かい資金管理をしながら、資産運用収入を増加させることが新学群、新学部の完成年度へ向けての課題である。

一方支出面においては、予算策定段階から部署毎の経費節減を進めているところだが、

学校法人として「教育の質の向上」という大命題もあり、設備更新等先送りできない経費もある。人件費についても同様で一律に削減していくことは困難だが、それぞれの業務の難易度、責任範囲、業務成果等に合致した給与体系が必要と考えている。

収支面での中長期的な計画としては、まず単年度ベースでの事業活動収支計算書において最終の当年度収支差額を「0」の水準まで引き上げることを目標としている。下表に示すとおり平成29(2017)年度の決算において、運用資産の蓄積度合いを示す主要な財務比率である内部留保資産比率は37.7%、運用資産余裕比率は4.7年と高水準にあり、教育活動を安定して遂行するに十分な財務状態といえる。

・事業活動収支計算書関係比率

年 度	平成28年度	平成29年度
人件費比率	63.7%	63.6%
教育研究費比率	44.7%	43.3%
管理経費比率	14.5%	18.7%
経常収支差額比率	-23.0%	-25.6%

・貸借対照表関係比率

年 度	平成28年度	平成29年度
内部留保資産比率	40.4%	37.7%
流動比率	2,558.1% 1,736.4%	1,516.8%
負債比率	2.8%	3.1%
運用資産余裕比率	5.1年	4.7年

以上のように、本学は一定の方針に基づき財政計画を設定しており、おおむね適切に運営されているものの、現在のところ中長期の財政計画を文書化していない面に問題が残る。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用

本点検評価項目の記述は、主に財務計算書類（根拠資料10-18）及び大学基礎データ表9・表10・表11に基づく。また財務計算書類は監事による監査、公認会計士による監査を適切に受けたものである。

【財務基盤】

平成30(2018)年3月31日現在の貸借対照表では流動資産約150億円中現金預金が約46億

円、有価証券と金銭信託合計が約102億円となっている。これに特定資産を加えたいわゆる運用資産合計額は約221億円となり、外部負債はわずか約80百万円であり、教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。

教育研究用施設整備に関しては、学内建物の大半が建築後約30年経過しており、屋上防水工事、外壁タイル改修工事、空調設備等の更新工事を数年前から計画的に実施している。

平成30(2018)年度看護学部新設にともなう設備関連資金約850百万円もすべて自己資金にて充当し、環境整備のための資金も潤沢である。首都東京近郊にキャンパスを構えながら豊かな自然の中にある当学園の利点を生かし、引続き快適な教育環境を維持していく方針である。

【教育研究活動の遂行と財政確保の両立】

事業活動収支における収入面において、法人全体の平成29(2017)年度の経常収入35.9億円のうち約75%が学生生徒等納付金となっており、収入面では当然ながら学納金の増加に依存するところが大きい。平成30(2018)年度は大学の学生数増加により学生生徒等納付金は前年比約2.9億円の増加見込みである。

長い間本学園の収入面に寄与してきた資産運用収入は、近年の金利水準の低下により減少傾向にあるが、平成29(2017)年度は利息・分配金収入等合計で約2.4億円を計上した。法人の資産規模に占める金融資産の割合は大きく、引続きリスク管理面に注力しながら、収入面への貢献度を強化していく方針である。

支出面では前述のとおり、資金の流出は伴わないものの近年は毎年約10億円の減価償却費を計上しており、現在の収入規模(経常収入約36億円)を勘案すると収支面での影響が大きくなっている。

これまで教育研究関連施設の充実を図り、学園として教育研究目的の経費について積極的に対応してきたが、今後は計画的に単年度決算ベースでの消費支出の動向を注視しながら、より安定した収支状態にすることが不可欠である。前述のとおり、学生生徒等納付金による帰属収入の増加を図ることに加えて、人件費をも含めた各経費の抜本的見直しが必要になっている。

・ 経常収支差額の状況 (単位：百万円)

年 度	平成28年度	平成29年度
経常収入	3,598	3,590
経常支出	4,426	4,510
経常収支差額	△829	△920
減価償却額	1,000	973

・ 資産運用実績 (単位：百万円)

年 度	平成28年度	平成29年度
資産運用収入	189	235
(対経常収入比)	(5.3%)	(6.5%)
有価証券処分差額	25	-96

【外部資金の受入れ状況について】

外部資金の受入れ状況は種類別に以下のとおりであるが、引続き積極的に受け入れ態勢を整えていく方針である。

・文科省経常費補助金特別補助 (単位：千円)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
受入金額	20,490	3,385

・その他外部資金の受入れ実績 (単位：千円)

学 部	年 度 種 類	平成 28 年度		平成 29 年度	
		件数	金 額	件数	金 額
人文学部	科学研究費	7 件	5,070	13 件	8,694
	共同研究費 受託研究費 寄付金	1 件	73	1 件	73
人間健康学部	科学研究費	2 件	2,015	2 件	1,820
	共同研究費	1 件	2,200	1 件	150
	受託研究費	4 件	766	4 件	5,496
	寄付金	2 件	1,016	2 件	365
		17 件	11,140	23 件	16,598

なお、上記の記述中では詳述しなかったが、「財産目録」（根拠資料 10-19）「事業報告書」（根拠資料 10-20【ウェブ】）「5ヵ年連続財務計算書類」（様式7）も適切に作成している。

以上のとおり、本学は教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

（2）長所・特色

特に貸借対照表関係の財務比率にあるように、財政的安定度、資金的安定度を示す比率は高水準にあり、現状の教育研究活動を遂行するために十分な財務基盤を確保している。

運用資産は約221億円と学園総資産の約46%を占め、受取り利息・配当金等は長年学園の収入面を下支えしてきた。平成30（2018）年5月に資産運用規程を策定し、資産運用ルールを明確化するとともに、4半期ごとに商品別構成、運用実績、個別商品の時価額を理事長、常務理事宛報告することとしている。さらに、新規個別の資産運用について担当部署のみの判断に任せず、その都度書面によりすべて理事長まで報告しリスク管理の強化に努めている。

（3）問題点

これまでの蓄積から現在の資産構成は良好で財務内容は安定した状態であるが、収支上

の問題点としては、積年の赤字体質から脱却できず翌年度繰越支出超過額が6,456百万円となっていることが上げられる。

今後は、平成30(2018)年度に開設した看護学部の完成年度へ向けての学生数増加とともに徐々に収支が改善される見込みである。同時に人文学部を改組してスタートした人間総合学群の入学数も初年度にあたる平成30(2018)年度の入学者は定員を上回り順調なスタートを切っており、平成30(2018)年度は教育活動収支差額の段階で前年度比230百万円の改善を見込んでいる。

また、中長期の財政計画については、現在のところ文書化されていない。これは既述のとおり新学群、新学部の完成年度の翌年にあたる平成35(2023)年度を目途に策定することとしている。

(4) 全体のまとめ

法人の財務基盤の安定度合いを示す指標の1つとして、「運用資産-外部負債」の数値が上げられるが、本学園の直近(平成29(2017)年度)の決算から算出すると220億円超となる。

また平成30(2018)年3月31日現在、流動資産中の現金預金も約46億円となっており、これは資金ベースでの年間経費(人件費、教育研究経費、管理経費)の合計が約35億円であることから考えても資金繰りはきわめて安定している。